

## 平成31年度舞鶴市病院事業会計予算

( 総 則 )

第1条 平成31年度舞鶴市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|                          |   |                       |
|--------------------------|---|-----------------------|
| (1) 病 床 数                |   | 100 床                 |
| (2) 年間入院患者数              | 延 | 34,221 人 (1日平均 93.5人) |
| (3) 年間外来患者数              | 延 | 5,712 人 (1日平均 24人)    |
| (4) 主要な建設改良事業<br>器械備品購入費 |   | 131,333千円             |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入        |  |           |
|------------|--|-----------|
| 第1款 病院事業収益 |  | 922,990千円 |
| 第1項 医業収益   |  | 707,372千円 |
| 第2項 医業外収益  |  | 215,404千円 |
| 第3項 特別利益   |  | 214千円     |
| 支 出        |  |           |
| 第1款 病院事業費用 |  | 990,690千円 |
| 第1項 医業費用   |  | 957,435千円 |
| 第2項 医業外費用  |  | 30,051千円  |
| 第3項 特別損失   |  | 2,704千円   |
| 第4項 予備費    |  | 500千円     |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 13,070千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 310千円、損益勘定留保資金 12,760千円で補てんするものとする。)

| 収 入           |  |           |
|---------------|--|-----------|
| 第1款 資本的収入     |  | 185,450千円 |
| 第1項 企業債       |  | 109,400千円 |
| 第2項 他会計からの補助金 |  | 76,047千円  |
| 第3項 国府補助金     |  | 1千円       |
| 第4項 固定資産売却代金  |  | 1千円       |
| 第5項 寄附金       |  | 1千円       |

支 出

|            |           |
|------------|-----------|
| 第1款 資本的支出  | 198,520千円 |
| 第1項 建設改良費  | 131,336千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 67,184千円  |

( 企業債 )

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限 度 額         | 起債の方法  | 利 率  | 償 還 の 方 法  |
|-------|---------------|--|--|--|
| 建設改良費 | 千円<br>109,400 | 証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする | 5.0%以内<br>ただし、利率見直し方式による借り入れについては、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率 | 公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

|         |           |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 646,515千円 |
| 2 交際費   | 301千円     |

(他会計からの補助金)

第8条 企業債償還金等にあてるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、260,340千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、62,002千円と定める。

平成31年 2月 27日 提 出

舞鶴市長 多々見良三